

298
4
654

富山日報主筆早見純一君序
富山日報記者小松八郎君述

298

帝國憲法釋義

文港堂出版

特29
704

№16136



帝國憲法釋義序

憲法は一國の大典なり君民相互の權理を規定
 するものなり故に若し君主にして憲法を蔑如すれ
 ば暴君として千歲磨せざるの瑾瑕を見ん臣民に
 て憲法を誤解すれば反逆として万年消せざるの汚
 痕を遺さん之を以て國民たるものは之を研究し之
 を詮議し勉めて其意義を誤まらざらんことを期す
 べきなり今我帝國憲法は其文簡にして切短にして
 盡せり眞に萬國比なく千古見ざるの名文なり然れ
 ども簡なるものは其味深く短なるものは其義多し



故に平常凡庸の者は恐らくは其深味を解する能は
ざらん予が親友小松君深く之に感あり即ち帝國憲
法釋義を著はし予に示す予之を見るに其文冗長な
らざして能く其意義を盡し且之に加ふるに平易の
言語を以てせり此書にして梓に上り市に出づること
あらば憲法の意義に苦むものなきに至らんか
予は信じて疑はざるなり記して以て序と爲す

富山客舎に於て

東京 竹村逸士早見純識

大日本帝國憲法釋義緒言

憲法

憲法の正條を釋義せんには先づ憲法とい何なるものかと云ふを研究
するを要す憲法とい矢張規則なれども規則中最も大切のものにて一言
にて言へば國家を經綸すべき大根源の規則なり此憲法ありて大權乃在
る處明かに人民の權利義務も確かになり政事向乃規定も備より一國萬
般の大本定まるものにて凡てあらゆる規則の根源なり之を樹木に譬ふ
れば憲法の幹根にして凡ての法律規則の枝葉の如く之を河水に譬ふれ
ば凡ての法律規則は派流の如きものなれば凡ての法律規則の皆其資を
憲法に藉り源を憲法に汲ひなりされば國家に於て憲法ほど大切なるも
のなれば如何なる場合にも凡ての法律規則が憲法に抵觸し又其背

戻すれば皆無効となり廢物となるありそれ斯の如く憲法は大切なる規則なるが故に此憲法に如何なる事を定めあり人民に如何程の權利義務があるかと云ふ點は國民たるもの勉めてよくよく研究し其精神を心得るべき事肝要ありとす

今回發布せられたる我日本帝國憲法の七章七拾六條ありて其大綱を擧ぐれば其第一章には 皇帝陛下の大權を昭かにし此憲法の範圍外に權力を行はざる事を規定し給ひ其第二章に臣民の權利義務を定め臣民の信教の自由、言論著作、印行、集會、結社、請願、居住、移轉の自由、法律に依らざりて逮捕、監禁、審問を受けざるの權利、獨立裁判所の裁判を受くるの權利、住所不侵家宅の搜索を受けざるの權利、信書秘密の權利、土地財産所有の權利を興ふることと確かめ其第三章及第六章にて帝國議會の權限を定めて法律案議定の權、法律立案の權上奏建議の

權、人民の請願を受くるの權、會計豫算權定の權を興ひ其第四章に於て國務大臣の責任を示し第五章に司法權の獨立を確め第七章にて補則を置き憲法改正に關する規定を示されたるものにて此憲法を下し給ひたるの我日本帝國千古未曾有の事なれば臣民たるもの謹んで捧讀すべき大寶典なり

大日本帝國國體

西洋諸國人文開けたる國の大抵憲法ありて其國々の重なるもの擧ぐればプロシヤ、フランス、デンマーク、ベルキ、エングリス、イタリー、ポルチガル、スペイン、スイデン、スミス、アメリカの國々は皆其國々の國柄に相應の憲法ありて行とれあるなり何分憲法の大切なるは既に述ぶるが如きもの故に唯一ト通ふの理屈のみを以て此大切なる規則を編み立つる譯に參へらぬ事とてまづ其國々の國柄と云ふ事を研究し

如何なる國柄故に斯の如き憲法必要なりと云ふ邊を最初より心得置くべきハ憲法を遵守するにつきて大肝要なり譬へハ英と米佛とは國柄異なるに従ひて憲法も同型にあらざれば英を以て米佛を規すべからざるが如しされば此の大寶典を捧讀するにも矢張我日本帝國の國柄を心得ざるること最も大切の事柄なりとす我日本帝國の國柄ハ今更申すまでもなく臣民の夙に知りたる處なれども左に一二の事を略説すべし

國体上に於て最も尊崇し奉る皇統一系の神聖なる陛下を奉戴するは我日本帝國の特有にして宇宙萬國に絶無の一事なり遠きハ彼の文明の中心と呼ぶ英米普佛、近きハ境大を以て稱せらる、支那、其文明に於ける其境域に於ける或ハ進化、或ハ廣大なりと雖其一國の元首を問へば禪立篡奪の徒にあらざれば流浪異種の人に非ざるはな一王と稱し帝と呼ぶもの唯是れ止むを得ざるに出で全く虚飾に屬せり此等の國体と我帝

國の國体と果して如何ぞや實に是れ東海を輝ける日本帝國は建國以來二千五百有餘年の久しき連々綿々として一系の皇帝を戴き此後幾千代の末、さしれ石の巖とありて苔蒸すまで万々世にかくの如くなるハ是れ我國特有の事ならずや是にて我帝國々体の神聖なる所以を知らざるべからざるに我國々体上特有のものハ臣民の淳良にして而かも知勇なる一事あり我國古來夙に君子國を以て尊稱せらる此名豈に空しからんや民淳良よきて上下分亂れを義を知りて利に走らざる腦中唯忠義あるを知るの民なるを云ふなり此心の浦をよき女、山奥深く働く荒らけき男に至るまで貫ぬき欠く處なき國体固有の精神なり所謂大和魂なり我帝國臣民は建國以來此心を以て上尊体を奉じ、下相互を矩一悠々二千五百有餘年を維持し來れり此間時に或ハ消長ありとせざるも皇權爲めに隆替せざり國体曾て損する處なかりき之を彼の虚無黨の魯

一 共財黨の英に於けるが如く現在に猛惡兇暴の民あるものに比し若し
 くの佛國歴史支那歴史に見ゆる鼎の輕重を問ひ或刃を王の首に加ふ
 るものあり一極大不祥の歴史あるものに比して素より同日の駭にあら
 ざれば此一事もまた万國比類なきものなり以上二大特有は國体上其重
 もなるものを擧げたるものにして此外我帝國の他萬國に比して冠絶せ
 る國柄を表示すべき廉々の牧擧に違あらざる今一ツ吾人臣民の今日より
 して他萬國に對して誇るべきの事即ち今茲明治二十二年二月十一日
 の紀元節に於て泰平和樂瑞氣暨驟乃間に此憲法を下し給ひたるの一事
 なり是素我國體神聖の致す處にして吾人臣民たるもの子孫へ傳へて永
 く念るべからざる我國々國体上の特有盛事ありとす試みに諸外國の憲
 法歴史を案ずるに彼の諸外國に在りては人民自から之を制定せしめあ
 り或は君主に迫りて出來たるもあり好し此等の事なきものも其原因

を導かれバ亂世を経て成るゝあらざれば白叛の後得たるものにして
 皆血腥きものにあらざるゝなり其憲法を實施して得たる成績に於て嘉
 尚すべき結果なきにあらずと雖其成立の不祥不吉なるは諸國既に述べ
 るが如き次第なり是故に各國憲法史上よりして討尋し來れば憲法は必
 ぞ血を以て買ひ力を以て取るべきものゝ如き感想ありしむる程なり之
 を要するに憲法の此等諸國に於ける緣起由來の最も嫌忌すべき境遇を
 經たるものなり然るゝ我日本帝國臣民の憲法を拜受したる有様ハ以上
 の述べらるが如き不祥の言に聞かざらば誠腹擊攘攸抃歡呼の裏に發布せられ
 たる事実に萬國歴史上其比を見ざる處豈に日本帝國の一大特有の盛事
 ならざるや

日本憲法由來

日本に於て憲法の大源遠く神武天皇の御世より早く起原より來り世々相嗣

きて列聖皆其意を承遵一以て民草に君臨しまし／＼たるの國史を案じて聖詔を拜讀し之を知ることを得べし尤も當時世未だ草昧に屬し無爲にして化すと云へる御時世なり一を以て之を明記して施行せられたるもの一あらざ故に未だ憲法の文字もあかりしなり後ち降りて推古天皇の御世に至り始めて明記せる拾七ヶ條の憲法を定められたり是れ世に所謂聖德太子の十七憲法と名づくものなり憲法の我國歴史に顯はれたるハ此時を以て嚆矢となすそれより世を経て中古相門武家政事は與かり憲法に關する事蹟永く國史に見えざ後徳川家康將軍の職に在り諸侯の長となり我國乃行政權を左右せし時に當り法令十三ヶ條を諭告し三百の諸侯をして遵守せしめしものありて朝令もあらざと雖徳川治世の憲法と目すべきものあり后明治元年帝政復古に當り陛下登極の初に於て五事を神明に誓とせ給ひたり其五事の誓文に曰く

廣く會議を起し万機公論を決すべし
 上下心を一に盛し經倫を行ふべし
 官民一途庶民に至る迄各其志を遂人心を以て倦さらしめんとを要す
 舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし
 知識を世界に求め大に皇基を振起すべし
 我國未曾有の變革を爲んとし朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大に斯國是を定め万民保全の道を立んとす衆亦此旨趣を基き協心努力せよ此誓詔は今日の憲法の萌芽なり踵て明治八年四月十四日詔して曰く
 朕即位の初め首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め万民保全の道を求む幸し祖宗の靈と群臣の力とに頼り以て今日の小康を得たり願ふに中興日淺く内治の事當り振作更張すべき者少いとせば朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の源を廣め大審院を置

き以て審判の權を鞏く一又地方官を召集一以て民情を通じ公益を圖り漸次に國家立憲の政体を立て汝衆庶と俱に其慶に頼んと欲す汝衆庶或は舊に泥み故に慣るゝこと莫く又或は進むに軽く爲すに急なること莫く其れ能く朕の旨を體いて翼賛する所あれ

此聖詔と明治元年五事の誓詔に發せるものにて立憲の聖旨いよく顯れ立憲の基礎を定めさせられたるものなり踵で明治十四年十月十二日又勅諭して曰く朕祖宗二千五万有餘年の鴻緒を嗣ぎ中古紐を解くの乾綱を振張一統一を總攬一又夙に立憲の政体を建て後世子孫繼ぐべきの業を爲さんことを期す嚮に明治八年元老院を設け十一年に府縣會を開か一む此れ皆漸次基を創め序に循て歩を進むるの道に由るに非ざるは莫一爾有衆亦朕が心を諒とせん

我祖我宗照臨して上に在り遺烈を揚げ洪謨を弘め古今を變通一斷して之を行ふ責め朕が躬に在り將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開き以て朕が初志を成さんとす今在廷臣僚に命じ假する時日を以て一經書の責に當ら一む其組織權根に至りては朕親ら哀を裁し時及で公布する所あらんとす朕惟ふに人心進むに偏して時會速なるを競ふ浮言相動か一竟に大計を遺る是れ宜しく今に及で謨訓を明徴一以て朝野臣民に公示すべ一若し仍ほ故さらに躁急を爭ひ事變を煽一國安を害するものあらば處するに國典を以てすべ一特に茲に言明し爾有衆に諭す此聖詔によりて國憲政体の基礎益々固定し今茲二十二年二月十一日を以て憲法正文を下附せらるゝに至れり以上帝國憲法由來の大略なり之を以て緒言とす

明治二十二年二月

編者誌るす

大日本帝國憲法釋義目次

| 次 | 目 |
|-----|-----------|
| 第一章 | 天皇 |
| 第二章 | 臣民權利義務 |
| 第三章 | 帝國議會 |
| 第四章 | 國務大臣及樞密顧問 |
| 第五章 | 司法 |
| 第六章 | 會計 |
| 第七章 | 補則 |

大日本帝國憲法釋義

第一章

天皇

本章ハ憲法中最も大切の一章にして我神聖なる天皇陛下の御資格及大權を明かに定め給ひたるものなり一章十七ヶ條ありて各條いづれも謹みて拜讀すべき條々あり

第一條 大日本帝國ハ万世一系の天皇之を統治す

(釋義)本條は我日本帝國を知ろし召すは如何なる御資格の御方なるかを明かに示したるものにて即ち萬世一系の天皇之を統轄し給ふ事を明記せるものなり我日本帝國にありては是等の明文もくも先天遺傳し神聖なる皇帝を奉戴せる國柄ある事を知らざるものなれば改めて記載の要なきに似たれをもすべて憲法には斯の如き

明白なる事にては重要な事柄は記載すべき万国一般の例あるのみならず我國ありては殊に必要の箇條と申すべき次第ありて斯く第一條に載せられたるものなり其次第と申すは我日本帝國の建國以來二千五百四十九年を經、一系の皇統連綿として相承け相傳ひ以て今日に至り、之を萬國に求めて其類を見せ全く我國獨有の國體なれば、今后萬世を貫通して我國を知らしめ、皆なり是れ我國の最も萬國に對して誇るべき一事なるを以て之を爰に明記し、万国絶無を表彰し、一の國體を確定し、一の皇帝の神聖を明らかにし、給ひる譯なり又統治とあるは國を知らしめすの謂にて萬般の事に君臨を給ふ義なり

第二條 皇位を皇室典範に定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

(釋義)本條は日本帝國を知るしめを皇帝の繼承方を定めたるものにて即ち皇位の皇男の御血統へ傳ひさせらるゝ事なり今皇室典範によれば其第二條に於て皇位の皇長子に傳ふとあり其三條にハ皇長子あらざるを皇長孫に傳ふとありて以下皆皇男子血統を逐ふ事に定めさせありされハ此憲法の御趣意ハ男統を以て正系と定められ皇女の之れに與かるを得ず皇女の皇男も矢張與かるを得ざる事とせられたるものなり是ハ正系を重じさせられたるものにて元來皇女繼承の事ハ我國列代の皇帝中推古、皇極、孝謙、等の女帝ありたりと雖も是れ元と萬止むを得ざるに出でたる例外にして本條の如く定められたると我國古來の正格に據り給ひたるもの以外ならぬ

第三條 天皇ハ神聖にして侵すべからず

(釋義)本條の天皇の尊嚴を示したるものにして其神聖とあるの尊
 厳度を明かにせし文字にて我國に於て最も大切の事柄なり又侵
 奪せらるる事の不敬を加ひ責を擧げて罪を論ずる如き所爲ある
 べからざる事を示したるなり併し神聖に渡らせ玉ふと云ふの事を
 以て彼の昔時隠昧の世に行はれたる如き猥りに龍顏を拜すれば明
 を失ふと云ひて爲めに深宮にのみあらせらるるを神聖なりと云ふ
 にあらず只皇帝は一國の元首として大權を施行せらるべき御方な
 れば素より威嚴ならせらるるは勿論殊に我國の如き神孫にましま
 せば其尊きと申すまでもなき譯なるを以て斯く臣民の尊體に對し
 奉り仰ぎ畏むべき事を規定せられたるものなり又皇帝は至貴至尊
 殊に至公至正の大御心を以て君臨し給ふものなれば素より不敬を
 加ひ奉るべき事柄のなき筈なれば侵すべからざる文字も別段用事

きが如くなれども皇帝は万機を統轄し給ふもの故に事によりて其
 責を皇帝に求むる事のあらんも知るべからざる然れども是本條の許
 さざる處にして万世の後に傳へて此本條の必要ある所以なり尤も
 御諫め奉ると此限りにあらざるべし

第四條 天。皇。の。國。の。元。首。に。し。て。統。治。權。を。總。攬。し。此。憲。法。
 の。條。規。に。依。り。之。を。行。ふ。

(釋義)本條の天皇陛下が有し給ふ所の天權を行はせらるる區域を
 規定せられたるものにして元首とあるの一國最も高き位置に在さ
 るるの名稱又た統治權とあるの主權の事なり日本の國體に在りて
 は本土の濱王臣にあらざることなく普天の下王土にあらざるはあし
 と云へる事我臣民の夙に承認する所にして一國の最上位の御方た
 る皇帝陛下の主權を引き纏めて施行せらるるは大に大切の事柄な

り併し此統治權は無限不羈の大權として如何なる點までも推し及び際涯なき筈のものなれども本條末項によれば此憲法の條規により之を行ふと規定しありて我天皇陛下の統治權は此憲法の條規を以て界となし其以外に此の大權を行はせられざる事と定められたるものあり

第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て立憲法を行ふ

(釋義)本條と天皇の有し給ふ立法權を行はせらるる場合を規定したるも乃にて天皇の統治權を總攬し給ふが故に立法權も素より皇帝の有し給ふ所なるが本條に依れば此立法權を行ふ場合には必ず帝國議會即ち貴族衆議兩院と協賛して其賛成の上にて行ふ事に定められたるものあり此協賛と云へる字と承諾と云ふ意味にして尙ほ委しく云へば協賛一賛成を得ると云ふ事ありされは本條に依て

天皇の立法大權と必む帝國議會の與り得る事を知らるゝなり故に若し帝國議會が協賛せざることをあるに於ては立法權は皇帝御一人にて行とせられざる事とあるべし尤も法律は帝國議會の議定せるのみにて直ちに法律となるものにあらずいづれ皇帝の裁可を得て其効力を生ずるもの故に議會の決議が協賛せざることありても之れが爲めに皇帝の立法權に差響きを生ぜざ

第六條 天皇の法律を裁可し其の公布及執行を命じ

(釋義)法律は天皇より帝國議會と相談せられ議會が之れを協賛し其上にて又更らば天皇之れを裁可し給ひ夫れより之れを國內に示めされ而して之れを執り行ふ次第にて、すべて法律と天皇の裁可を経されば無効のものなり故を以て法律裁可乃事を定めざるべからざ又裁可を経ても之れを公布し其執り行ひ方を定めざれば逆も

法律の効果を生ぜず是れ茲に特に明記し皇帝乃行政權を掌握せらるゝ事を示めたるなり之れを要するに本條の統治權の實をあらわしたるあり

第七條 天皇ハ帝國議會を召集し其開會閉會停會及衆議院ヲ解散を命ぜり

(釋義)本條の帝國議會に對する天皇乃權を擧げたるものにして帝國議會の天皇の召し集めたる議員より開くが故に、すべて之れが開閉あるの件を一に皇帝之れを命令せらるゝこと當然ありと知るべし本條に帝國議會を召集しとあると議員中一部の人々のみに限り召集せらるることなく必ず兩院全体を召集せらるべきを示したるものなり又た開會閉會と本憲法に其期日ヲ載せず是れ時を計り之を開き又時により延期等の必要ありたまはた時をいかりて開會と

命ぜらるべき爲め單に開閉と定められたるものあるべし又停會とあると俗に所謂中止の如く會議を會期中に於て差止めらるゝと云ひ解散とあるは議會の議員をして其職を去らしめ改めて新しき選舉を行ふと云ふなり尤も此解散は衆議院に限るものよて貴族院は貴族院令にて之れを規定し本法の記載せざる所なり

本條停會及解散の事につき何々の場合に之れを停會解散すと記載しなきを以て如何なる場合にても之れを行はせらるゝことなればも併し必ず不都合或は容易からざる場合の外は限り之れを行はせられざるべし尤も議會は皇帝の召集に依りて開らくものなれば斯くあるに至當の事なりとす

第八條 天皇ハ公共の安全を保持し又は其の災厄を避く爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合よ於て

法律に代るべき勅令を發す。此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし。若し議會に於て承諾せざる時は政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すべし。

(釋義)本條は帝國議會閉會の場合に於て餘程の急なる事柄の出來て之れを所置するため勅令を以て法律の代りとして施行せらるる場合を規定し又之れを其次會の議會に相談せらるる事を掲げたるものなり本條中公共の安全とあるは一國に係はる國事犯或は外國に關する事件等の爲め國家人民の安寧を害する場合又災厄とは虎列拉病等の如き流行病なせる爲め一般人民が災を蒙るる場合を云ひたるものにて此時に議會閉會中よて其手當處分方等につき法律の必要あるも之を議せしむる能はず其す、にして打捨て置く

能はざる事あるに當りてハ皇帝は勝手ハ勅令を發して法律と同様ニ之れを施行し災を防ぎ安全を保たしめらるる事を規定せるなり尤も緊急の必要に由りしめられハ其事件ハ必ず重大の場合に限るものと知るべし次に其二項は此勅令を發して法律に代へたる事を議會に相談して其承諾を受くべきことを定めたるものにて若し承諾せざれば其時より以後に法律たる力を失ふ事とし廣く其辭を國內一般へ布告せらるる事と定めたるものなり

第九條 天皇は法律を執行する爲に又ハ公共の安寧秩序を保持し及臣民ハ幸福を増進する爲に必要なる命令を發し又發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

(釋義)本條中法律と命令の文字は豫め研究すべきことにて法律

ハ主權に屬し命令の行政に屬す又法律は皇帝が帝國議會の協賛を得尙裁可したるものを云ひ命令は皇帝の行政權に屬するの區別あるものにて命令は即ち法律を執行する方法順序なりとす

本條は第六條に規定せる法律の公布及執行に付き皇帝が必要の命令を發せらるべき事を定めたるものにて既六條に於て解きたる如く天皇は行政の大權を有し給ひ法律の執行を爲さるゝもの故に其の執行に關しいづれ細則を必要とするは勿論其の取扱方の色々なる規則を發せらるべきは尤もの事にして法律施行について國家多數の人民に安寧を興ひ又は人民の幸を進むる爲めには取締を要することありて只一概に法律のみ施行せんとしては時好結果を得たき場合なしとせば是れ本條ある所以なりとす尤も其取締則又は細則の如き一々之れを皇帝に於て發せらるゝものとする

之繁雜手續なる場合あるを以て此等の時には其の係の役人に命じて之れを發せしめらるる事なり併し此命令は元と法律を施行して好結果を得るを以て目的と爲すものなるが故に法律の主意に違ふ命令は發する能はざることを定めたるなり

第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此憲法又は他の法律に特例を掲けたるものは各其條項に依る

(釋義)本條は別深き意義あるものにあらず即ち天皇は行政の首長なるを以て其行政の各部に必要なる組織を整ひ文武所屬の官吏の能力に従ひ其俸給を定め又監督して任免を行とせらるゝ事を示したるものなり尤も此憲法又は其他の規則に別に記載してある仮令は民選の役人の如きもの其規則の定むる處に依ることと定め

たるなり

第十一條 天皇は陸海軍を統帥す

第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む

(釋義)前二條は天皇は兵馬の大權を掌握せらるゝことを明示したるものなり

第十三條 天皇は戰を宣し和を講し及諸般の條約を締結す

(釋義)本條戰を宣するとは外國と戰を開く事を一般に布告するを云ひ和を講ずるとは一旦戰爭を開きたる後和睦するを云ひ諸般の條約とは通商貿易等に關する條約を云ふ
戰を宣し和を講し通商貿易の事何れも一大事件國家全体に關するものなるを以て是等の事一國元首たる皇帝より外に此大權を

有するものなきと勿論として本條之れを明示せるものあり尤も此大權は皇帝に存するに雖も皇帝隨意に之れを行はせらるゝ譯にあらざる是等の大事件には必ず大經費を要すべきものよて此經費の必を議會に決議すべきものなれば彼是此大權は自然に議會も承知の上にて行はせらるゝものならん

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力は法律を以て之れを定む

(釋義)戒嚴とは將に戰の起らんとするにあたり一國又は一地方へ其の警備を布告するを云ひ又戒嚴の要件とは仮令一港を鎖すとか軍用品を用意するとか或は船舶の碇泊を止むるとかの類を云ひ効力とは此戒嚴の命令は何の地或は何れの時何等の品何等の人に及ぶとか及び及ぼさるべきいろくの効力を定めたるものなり

第十五條 天皇は爵位勳章及其他の榮典を授與す

本條は此戒嚴は大抵神速を要する場合にあるものなるを以て天皇は先づ兵馬の大權よりして之を命せられ其の細かき要件及効力の帝國議會の協賛を経て法律を以て定むることゝなしたるものなり
(釋義)爵位とは華族の稱號なり位とは貴人の階級勳章とは國家に功勞なる者に與へて其勳功を表彰するものゝ云ふ又其他の榮典とは忠孝勝れたるものなきに與へて表彰らるゝ場合等を云ふなりす
べて一國の元首たる君主を以て名譽の源泉とあす君主國一般の事なるが特に我國の如き國柄にありては勿論此等の名譽榮典を臣民に與ひ給ふ事今日に始まるにあらざ遠く古來より皇帝の有し給ふ權なれば憲法に之を明記したるのみ尤も名譽を與ひ給ふのみにして之れが爲め特別に權利を附加し官職を授けらるゝ事の本條の外なり

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命ぜ

(釋義)本條并に前條とも皇帝は仁惠恩徳の權を有させ給ふ事を規定したるものにして前條は即ち善良なる一般の臣民に關する件、本條も犯罪人乃多少に拘らざ社會に害惡を爲したるもの則ち惡人までよも此の仁惠恩徳を施させ給ふ事柄に關しての定規なり本條大赦とい刑も罪も皆盡く消滅し全く純粹の善人たらしむるを云ひ特赦とは其罪を失せ唯其刑の服役を免かれしむるを云ひ減刑とい刑期を短縮するを云ひ復權とい重罪を犯し刑法に定めある人民たるものゝ有せる公權を剝奪せられたるを元との如く復せしめらるゝを云ふなり又大赦は一般に及ぶものなれども特赦及減刑復權は其事件に限り其人に限るものなり、さて斯く一重罪を犯せし惡

人たるものにも皇帝は至仁の心を以て時に以上記載せる三項の恩徳を興へらるゝ事を本條に定められたるものなり即ち罪惡人を雖本條により時に聖恩に俗することを得る譯にて既に去る二月十一日憲法發布式を擧げさせられたるは當り罪囚の大赦の恩典を蒙むりたるものありし如し本條は實に皇帝陛下乃至仁を示したるものと云ふべし

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

(釋義)本條は天皇の御名代を置く事を規定し其御名代は天皇と同様に天皇の名義を以て大權を行ふものなることを示したるものなり凡そ國に君なきに天に日を欠く如きものにて衆より一日も

王位に空しくすべからざるを以て天皇未だ御成年に至らせられざるか又ハ久きに亘たる故障により親から大政を統治し給ふこと能はざるときあるに於てハ大に不都合の至りなるが故に此時に攝政と云へる名代人を置き代りて天皇の大權を行はしむる事となる譯なり尤も皇室典範によれば攝政は必ず天皇の御幼年の時と天皇久きに亘るの故障に由りて大政を親らし給ふ事能はざる時に限り攝政を置く事に定め又其攝政とならるべき御方には嚴重なる順序ありて第一皇太子、皇太孫にて攝政せらるべく若し皇太子皇太孫あらざれば親王及王、皇后、皇太后、太皇太后、内親王、及女王、の順序によりて攝政に任せらるべき事に定められ天皇の名に於て大權を行ふとあるも國務上に別に差支なく天皇親からなし玉ふと同一のものなり

第二章

臣民權利義務

本章は臣民に關する規定にして一章十五個條あり臣民には如何なる權利、如何なる義務あるを示し臣民の服従すべき區域を明かにし以て臣民の自由權利の範圍を確めたるものなれば本章は臣民たるもの特に注意して拜讀すべきなり

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る。

(釋義)本條は日本臣民たるもの、資格に關するものにて日本臣民たるものは何々の要件を有せざるべからざる其の要件を有したるものにあらざれば日本臣民にあらざると云ふ其要件をば法律にて定む

る事を示したるものにて此要件をば此れとて確定せる條項にして是の今に法律を以て定められざれば知ることを得ざるあり此法律との議會の協賛によりて行はるゝ規則を云ふ

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均く文武官に任せられ及其他の公務に就くことを得。

(釋義)本條は日本臣民たるもの法律なり又命令の定めたる資格に應じて何人にも文武官又は其他の公けなる職務に就く事を得る權利あることを定めたるものにて此の資格と云ふのは假令陸軍學校を經たるものは士官たることを得べくとか或は學士の稱號を有するもの何々たることを得るとか又文武官試験に及第すれば文武官たるを得るとか或は又何年間其地に住居せるものとか何十

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す。

(釋義)本條は日本臣民たるもの、必ず兵役に服するの義務あることを明示せられたるもの、よて凡そ國家を維持するには兵なるものなるべからず我國遠く全國皆兵の古制存せしが中古以來兵は常職のものありしより以後町人百姓の兵役の元來の義務にあらざるが如き感想を養ひたりき維新后此風を破り一般に兵役に服すべき

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す。

(釋義)本條も臣民たるもの、一大義務を定めたるものにして一國の万機を處分し行政を施行し安寧を圖り人身を保護し公共の幸福を増進せしむる諸般の事柄を行ふには必ず國家に經費を要するの勿論なり而して此經費を出すと即ち臣民全体の幸福、自由、權利を全ふし得る所以あり臣民たるもの、此經費即ち税を納むるの義務

務は素より固有のものなりとす尤も法律の定むる處に依りとあれ
ハ猥に徵收せらるるものにはあらざ

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及移
轉の自由を有す

〔釋義〕本條は臣民の自由を定められたる一にして法律に定められ
たる區域に從ひて住居し又家を移す事を得るを示したるなり此法
條に依れば日本臣民たるもの法律の範圍を超ひざる限りの日本國
中何れの地に住み又轉居するも手前の自由にして商賣に依りては
九州北海道の端に轉居するも又毎年毎度居宅を代ふるも臣民乃便
利自由に任す事と明かに示められたるなり

第二十三條 日本臣民は法律に依るゝ非らざりて逮捕、
監禁、審問、處罰を受くることなし

〔釋義〕本條も亦臣民乃自由權利を定めたるものにして本條に據れ
ハ日本臣民たるものは法律を以て明らかに確かに定めたる事柄に
依るの外に故なく勾引勾留などを受くることなきを明白に顯し
たるも乃よて其逮捕とハ勾引勾留、すべて捕縛するを云ひ監禁と
ハ一室に閉ぢ込め或は出入を妨げらるゝ等、すべて身体の自由を
害するを云ひ審問とハ俗に所謂詮議を受くるを云ひ處罰とハ體罰
ハ金などの處分するを云ふされば日本臣民は本條によりて將來故
なく威權の爲め又は勝手次第の爲めハ此等乃不自由を受くる事な
きを得るものなれば之を憲法の賜ものとして喜むるべからむ尤
も法律上定まりたる事柄に依りてハ此限りよあらざるハ勿論なり
とす

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判

を受くるの權を奪はるゝことなり

(釋義)本條も矢張臣民の權利を定めたる一にて就中尤も臣民たるものゝ爲めには甚だ大切の法條なり本條之を正解すれば日本臣民たるもの何等の事にも裁判官の裁判を受くるの權あるものにて此權利の何人も又如何なる場合にても之を爲すを得ざと脇より奪ひ取らるゝ事なりと定めたるものなり故に人民相互の間は勿論官府官吏に對しても充分に法律に定めたる方法に依りて其裁判を受け遂げらるゝ事を得るものなり尤も裁判官は如何なる人に對しても裁判を與ふる事を辭し又拒む事を得ざる譯となり居れば此法條に依り我が臣民はまた維新前の如き威權の爲めに枉屈冤辱を受くるの憂なきを得べし

第二十五條 日本臣民の法律に定めたる場合を除く外

其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるることなし

(釋義)本條も家屋は人の城郭なりと云へる格言を明記せられたるものにして本條侵入とあるの承諾なくして無理に押入るを云ひ搜索とは屋さぐり、せらる事を云ふされば前に述べたる如く家屋は城郭に於て安心に住居せる場所あれば其家屋に入らんに天子將來の尊きも故なく主人の承諾を得ずして無理に出入するを得ざるものと定めたるものなり尤も法律上は定めたる場合假令犯罪人隠匿の場合或は犯罪に依り証拠探索等の時と索より此限りにあらざるは本條前項の通りあり

第二十六條 日本臣民の法律に定めたる場合を除く外
信書乃秘密を侵さるゝことなし

(釋義)本條信書の秘密と臣民相互に往復一又と政府と往復するに係はらざりて封じたる書面何人も政府も法律に依るべからざれば之を開らき見る事を得ざりて定めたるものなり尤も法律に定めたる場合即ち犯罪に關し又ハ戰時の場合に於て此權利の侵する事あるハ勿論あれども其外最早此權利を侵するハ場合なきを確めたるものなり

第二十七條 日本臣民ハ其所有權を侵さるゝことなく公益ヲ爲必要なる處分ハ法律の定むる所に依る

(釋義)本條は動産と不動産とに拘はらざりて已に所有物と定まりたるものは其の全体と一部分とを論せざるを所有するの權利あるを定めたるものにて何人と雖最早此權利を脅より手を入るゝ事なきを示せるものあり併しなごら一國の事は一國全体に關する公益なる

ものありて此公益を全からしめんハ一己人の權利を侵さるゝ事を得ざる場合ありて假令は鐵路を敷き或は電信を架し溝渠を通ずる等の場合は即ち公益の爲め必要なるを以て其時に一己人の所有權を侵さるゝ事あり是れ彼の從來の土地買上規則の如き處分方法ある譯にて本條にも公益の爲め必要の處分は法律の定むる所に依るとあるなり其他ハ所有權ハ至極安全のものと定めたるものとす

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す

(釋義)本條は宗教を信するは各自臣民の自由にして佛敎にせよ神道にせよ耶蘇敎にせよ何敎にても勝手よ之れを信することを得るを明示したるものなりなれども宗教ハ精神を支配するものなるが

故に時に依りて各宗教互に敵視し各宗徒其歸依の良否を争ふ事起り其極遂に大騒動となり一國の安寧を妨ぐる場合なしとせど是等の時に本條其信教の自由を許さざるなり又宗教に依りて一國固有の愛國心を抹殺せんことを旨とし宗徒をして遂に臣民たるもの義務を忘却或の背反しむるものなきにあらざ斯の如きものも又矢張信教の自由を得しめざる事を示せるものなり

第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於て言語著作

印。行。集。會。及。結。社。の。自。由。を。有。す。

(釋義)本條言論とは思想を吐露するを云ひ著作とは意見を記述するを云ひ印行といふは印刷發行するを云ひ集會とは隨時密會するを云ひ結社といふ所謂社を設くることを云ふなりさて本條は法律に定めある規りの外に出でざる限りは臣民たるもの何なりと已む

思想を人に聞かしめ己か思想を筆して人に傳へ又出版して之を賣ることを得べく尙又數十數百人相寄りて相互に相談することをも得、社を結びて營業なり學術あり何なりすべし意の如くなり得ることを示したるものあり

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所

の。規。程。に。從。ひ。請。願。を。爲。す。こ。と。を。得。

(釋義)本條は臣民が請願を爲し得べき權利あるを定めたるものにして請願と云へるは臣民の欲する事を申出づるを云へるものなれば此權利の甚だ大功乃ものなり凡そ法律ハ帝國議會にて之を議するものなれば取も直に臣民全体の可認せる等のものなれども事はより所に依て事情通せざる爲に議決上大に都合よからざる場合に限りざるなりとして法律なれば守らざるべからざれば立ち行ぬ

困難あるにあたりては昨非とも之を願ひ出づべき道なかるべからざるは本條のある所以なりとす尤も是等の事如何にも鄭重に行ふべきことなれば相當の敬ひと又定められたる手續とは嚴重に履行すべき事を定めたるなり

第三十一條 本章に掲げたる條規は戰時又ハ國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐることなり

(釋義)本條戰時とハ戰爭のある場合、國家事變とは一國の安寧に係はる一大變事を云ひたるものにして是等何れも大切なる事件なる以上危急なる場合なるを以て此時より此憲法第二章臣民の權利義務を定めたる諸條規にある臣民の權利義務の如何に拘はらざらば天皇は大權を施行し給ふ事を示したるものなり是れ國家に關する事あれば一己一身の權利義務を顧みる追なきに上れるものなり

て此場合には臣民たるもの如何に權利義務のある事よても最早や大權の施行を妨ぐる事能はざるなり

第三十二條 本章に掲げたる條規を陸海軍の法令又は紀律に低觸せざるもの限り軍人に準行す

(釋義)海陸軍人も等しく臣民に相違ふけれども其軍人たる間は必要上特別の法律を以て之を支配せるもの故に本章に定めたるの權利義務の全く非軍人と同一なる事能をざる譯なり併しなほ其の特別法に觸れざる所の點は之れを許さるゝ事を示めたるあり

第三章 帝國議會

本章の帝國議會に關するの規定なり帝國議會とあるは即ち國會の事にして我憲法には之を議會に名く本章の凡べて二十二條あり

第三十三條 帝國議會は貴族院及議院の兩院を以て成立す。

(釋義)本條帝國議會は貴族院と衆議院とより成り立つ事を明示したるものにして貴族院にハ皇族、公侯爵、伯子男爵中より選舉せられたるもの、國家に勳勞ある者及ハ學識ある者より勅任せられたるもの、各府縣に於て多額の直接國税を納むる者より互選せられたる者を以て議員とし衆議院ハ衆議院議員選舉法に依りて舉げられたる議員を以て組織するなり以上二種即ち貴族院と衆議院とを合せて之れを帝國議會とは稱す之れは英國の上院下院と同例なり日本ハ衆議院ハ英吉利の下院に當れるものなり、さて帝國議會を斯く二院を以て組織せられたるは餘程の理由あることにて若

一院のみとすれば時に依り急激の議決に陥り又或ハ尙敗緩漫に偏一やすき弊あり西洋諸國中此の弊害を蒙りたるの例も少なからざるを以て之を防がんが爲めのものなり今之れを兩院と爲さば相俟ち相規一て偏倚せむよく其正道を得るは英國の有様を見ても之を推し知るべきなり

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

(釋義)本條ハ貴族院の組織を定めたるものにして別に義を釋すべき所なり只此貴族院ハ貴族院令に定められたる如く皇族及公侯伯子男爵の華族並に國家に勳勞ありしもの又學者及び多額の直接税を納むる人々より成立つものにて一國中の上流者の意見を集めらるゝにあるものなり

第三十五條 衆議院は撰擧法の定むる所依り公選せられたる議員を以て組織す。

(釋義)本條ハ衆議院の組織を示めたるものにして其議員は衆議院選舉法に依り公けに選ばれたる一般人民を代表する人々を以てする事を定めたるなり

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たることを得ず。

(釋義)貴族院衆議院とも同時に開設せらるゝものなるが故に一人にして兩議院員となるは勢ひ一方を欠かざるを得ざる譯にて之れ即ち兩院に區別したる旨意を違へば斯く定められたるものなり

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す
(釋義)本條ハ帝國議會に立法協賛の權あるを示めしたるものにして

て協賛とは第五條に述べたる如く協議賛成することと云ふ抑も立法の大權と天皇にあるものにて其之を行はせらるゝ場合にハ帝國議會の協賛を経ること、第五條に定めあり本條も同じく其場合を示めしたるものなり本條經るを要すとありて經ざるべからざる又經べしと記載なきを以て之れを知るべし併しなから協議賛成を要する所以は法律ハ一國に係る大切の事柄故にみだりに制定せらるゝものニあらざる要するに帝國議會ハ立法權の相談を受くるものなり

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し及。各。々。法。律。案。を。提。出。す。る。こ。と。を。得。

(釋義)本條帝國議會と云ひてして兩議院とあるは貴族院衆議院とも各々法律案として政府より出したる原案を審議し之れを議決し又各々兩院ともに法律となすべき原案を提出す事を得ると定めた

るものにて前條の如く兩院をともに同一と見做さず別々に分ちたるものなり又議決とあれば其意見に依りて充分に可否することを得るは勿論なりとす

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得ず

(釋義) 貴族院又は衆議院何れよりも政府より出したる法律案を議決して否となしたるときは其法律案は再度同開會中に持出すこと能はざると定めたるものにて即ち帝國議會の決議を重したるなり且つ之れを會期中に何時にても何度でも出す事を得るとすれば繁雜にして而かも一度否決せしものゝ又容易に可決すべき筈なればなり尤も其會期外の議事即ち臨時會は此限りにはあらざるなり

第四十條 兩議院は法律又は其他の事件の付各々其の意見を政府に建議することを得但し其の採納を得ざるものゝ同會期中に於て再び建議することを得ず

(釋義) 貴族院衆議院は其會期中に於て各院の意見を政府へ申出づることを得るなり、なれども其意見を政府が用ゐざるるときは消滅となりて再び其會期中に同一の事を建言することを得ざるなり此建言と法律に關することのみに限らざ何事も付ても爲し得るの權利あるなり尤も兩議院に於てあるを以て此建言の其院全体之を可としたるものを指すものなれば一郡議員の意見を云ふにはあらざ

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

(釋義) 既にのぶるが如く帝國議會は貴族院衆議院より成りて各々同時に開院すべきを以て茲に帝國議會を召集すと掲げたるなり又

議員を召集すべからざるは議員にも矢張三種あるが故に其兩院を
惣稱したる議會の文字を以て本條に示したるものならんとして毎年
之を召集する際ハ國家の會計は毎年之を勘定せざるべからざる
政治は年々一國の輿論に依て方針を立てざるべからざる必要ある
に依るなり其何月との明記なきを時のよろしきを圖らんことを欲
せらるるよよるものなり

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある
場合にて於ては勅命を以て之を延長することあるべ
し。

(釋義)本條ハ帝國議會の會期を定めたるものにして別に釋すべき
ものなし

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外

臨時會を召集すべし。

臨時會の會期を定むるは勅命に依る。

(釋義)帝國議會ハ三ヶ月を以て毎年常會を開設せりと雖尙ほ臨
時不時に至急の事件ある場合に於ては是非臨時會を開く必要起
る是れ本條ある所以なり尤も臨時とあるが故に毎年何度と規定す
る能はず又何々の場合と前以て指定し置く事も出来ぬたきに依り
此等の點に付明記する處なきも又猥りよ之を開設し得るも乃よあ
らざる故に臨時會を開く場合を鄭重にして勅命を以て其會期を定め
らるることとしたるなり

第四十四條 帝國議會の開會閉會々期の延長及停會は
兩院同時に之を行ふべし。
衆議院解散を命せられたるときは貴族院は同時に停

會せらるべし。

(釋義)本條の第七條の細目を規定したるものにして兩議院とも一同に開會閉會停會を行はる、譯にて其會期を延ぶる、場合よおいても同様なりとす是は貴族院衆議院の別ありと雖も合せて之を帝國議會と稱するものなれば此等の事は同一同時に行はざるを得ざる次第にて若し之を各別各時に行ふとせば双方に議事上の不利少からず爲に無益の時間を費すに至ればなり又衆議院解散を命せられたる場合には貴族院停會せらるゝものと定めたるも矢張前述の次第に依るものにて元來衆議院議員は民撰故之を解散し得るも貴族院議員は貴族院令に依り終身在任のものも在りて之を解散し改めて撰擧すべきものに非ざれば貴族院は衆議院解散の時に於て同時に停會せられざるを得ざることとなる譯柄なり

第四十五條 衆議院解散を命せられたる時は勅命を以て新に議員を撰擧せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すべし。

(釋義)本條は衆議院解散の場合を規定したるものにして即此場合に於ては勅命を以て解散の日より五箇月以内に新議員を召集せらるゝことと定めたるなり此五箇月以内とあるは其最高度を示めたるものにて都合に依りてハ四箇月目或は三箇月目にて召集せらるゝこともあるものと知るべし是は一体斯くあるべき譯にて解散せられたる場合に新に議員撰擧と云ふ忙は一き事もあり且日本國中隅々より二百九十八人の議員がそれなく東京に召集すべきには何れ相當の日時を要すべければ斯く五个月以内と其範圍を定められたるハ尤の事なり

第四十六條 兩議院は各々其の總議員三分の一以上出席するに非されは議事を開き議決を爲すことを得ず

(釋義)本條の貴族衆議院とも開議の場合を規定せし者にて本條に依れば議員全數の三分一以上の出席を以て議事を開き議決を爲すべきものと定めたるものなり故に如何なる場合ありても三分一以上の出席にて開議するを得ざるなり是れハ議會の議事ハ一國の大政に關する重大のことのみされ其決議も亦甚だ大切にして何れ一國の輿論を廣く採集すべき筈なるを以て猥りに少數の議員にて開議せしむるハ議會開設の本旨にもあらざる將た公共の幸福如何にも關係するを以て斯く鄭重に規定したるものなり

第四十七條 兩議院の議事は過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決する所に依る

(釋義)本條は議事の決議を規定したるものにて甚だ大切の條項あり議事の過半数を以て決する事と府縣會の決議に於て見る所にして左のみ珍しからざる如き感あれども深く之れを詮索すれば此憲法に此正條あるは大に必要の事なり尤も此過半数と云へる事は出席數の過半を指したるものと知るべし、さて斯く決議は過半数を以てすと定めたるの至く議決の正中を保たんと爲めに於て若し之れを三分一以上と定めたらんには或ハ少數の爲めに不當の決議を見ることあるべく又三分二以上を要するとせば或は議纏まらざりて常に満足の決議を得られざる等の諸弊害を防ぎたるものあり次に本條未項を議長の可否同數の場合に於て決議の特權を有することと示めせるものなり

第四十八條 兩議院の會議ハ公開す但し政府の要求又

は。其。の。院。の。議。決。に。依。り。秘。密。會。と。爲。す。と。を。得。

(釋義)帝國議會の會議はすべて公に傍聽を許さるゝなり併しなごら政府より何々の都合あるを以て公開は見合へたしと求むる場合か又ハ貴族衆議其院々に於て決議の上あらハ傍聽を禁じて秘密會となすことを得るなり此秘密會と云ふのと時に依て必要のものにて之れを公開して大に都合のあしき場合仮令は外國に關する政略上又は内政のことよても議事上治安如何に關するもの、如きまゝ秘密を要するものあればあり

第四十九條 兩議院は各々天皇に上奏することを得

(釋義)本條上奏とあるハ即ち申上ると云ふことにて不敬にあらざる限りの如何なることよても申上るに於て制限なきなり本條貴族衆議兩院とも此權利あるを示めたるものあり上奏することを得

とあるハ聽許法の辭にして必せなせと命ぜらるものあらざ故に又其探容如何ハ國より天皇の御隨意に存す茲に注意すべきハ第四十條の建議と本條の上奏との如何なる區別ありやの一事あり建議の事については第四十條に解いたる如く法律又ハ其他乃事件につき意見を立て其意見を参考又ハ注意として差出すものを建議といふなり本條上奏は建議の如く必せ意見を立てざるを得ざるものにあらず何なりと其現在の有様又ハ將來に横はれる事柄等につき其儘にて上奏するを云ふものあるが如し尤も曾て意見を加ふべからずと云ふにもあらざるが故に時によりて意見を加ふることあらんが唯大体に區別すれば前陳の如くなるべし仮令は施政上に於て國務大臣の措置の事なり其他之に類する事等よつき有成に其利弊の如何を上奏するが如きの本條規定の中に存するものと認めて不

可なかるべきか之を要するに外國にありては國會は大臣を彈劾するの規定あるものあれども我國憲は天皇を補弼する爲め大臣を置くものにてあれハ別に彈劾に關する規定なきなり、なれども大臣は其任重く其施政上の處置如何ハ一國の利害に關するもの多ければ其等の點に付き一國臣民の代表者たる議會必氣付を申上る如きハ天皇陛下の御參考とあるもの少あしとせざれば本條上奏のことを定められたる所ならん尤も大臣の責任を督卒せらるるハ天皇に在ると以て其上奏を御採用になると否に付之を請求するを得ざるハ勿論なり之を要するは廣く衆言を容れ侃々の議を採るの道を啓かれたるものなりと云ふべし

第五十條 兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得

(釋義)本條ハ衆議院兩院とも人民より差出す願書を受くるの權利を規定したるものにして本條ハ依れハ人民たるもの隨意ハ議會に向て願書を差出す事を得るなり

第五十一條 兩議院は此ハ憲法及議院法ハ掲ぐるもの外内部の整理に必要なる諸規則を定むることを得

(釋義)本條ハ兩議院に於て内部整理の必要ある場合ハ其規則を設くるを得るを定めたるものなり

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言し見る意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其の言論を演説刊行筆記又は其の他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし

(釋義)本條の議員の言論自由を明記したるものなり本條院外に於て責を負ふことなしとあるは議員が議場内に於て如何なる言論尤も褒貶毀譽の言の外に無責任にして之れが爲めは處罰を受け又の損害を求めらるゝ等のことなきを云ふあり尤も此の特權の議場内に止まるものにして若し演説又の著書等の方法よて之を社會一般に公けにする時は仮令其議場内に於て發言したるものにて此乃場合の本條の特權なきものにして本條但書の如く一般の法律即ち刑法民法等の規則に依て尋常人と等しく罰せらるゝものありと併し本條議員自らとあるを以て見れば議員が故意に之を爲したる場合を指すものと知るべし

第五十三條 兩議院の議員を現行犯罪又は内乱外患に關る罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せ

らるゝことあり

(釋義)本條も亦帝國議會議員の特權を明示したるものよりて兩議院議員は現行犯罪即ち犯罪を犯しつゝある場合若しくは犯罪を行ひ終りたる場合に發見したる罪跡あるに依るか又は内乱外患の罪則ち國事に關する犯罪の外は議會會期中其各院の許しなくしては司法官勝手に之を逮捕することを得ざるなり是れは代議士の職任を重んじ會期中一般人民と其取扱を異ししたるものあり併し之れが爲めにすべての犯罪も其處罰を免かれしむるものよあらざ會期中捕縛を免かるゝまでなりとす故に議院の承諾ある以上は會期中と雖も無論尋常人と同じ

第五拾四條 國務大臣及政府委員ハ何時たりとも各議院に出席し及發言することを得

(釋義)本條ハ國務大臣及ハ政府の委員たるもの即ち行政官ヲ議院
 上ノ發言の權利あるを規定したるものにして何時にてもとあるが
 故に其國務大臣或は政府委員の隨意に各議院へ出席するを得る譯
 にて各議院ハ之を拒むを得ざるなり是ハいづれ斯くせざるべから
 ざる事にて一體國務大臣は法律案を出したるものなるのみならず
 身自から法律を執行すべき責任あるものなるが故に議院の際に當
 りて立法の精神如何を承知せざるべからず又時よりして議院を
 して行政執行上の實際難易如何を承知せしめざるべからざるの必
 要もありて若し此法條を欠くものとして立法ハ議院より勝手に議
 一大臣ハ立法の精神如何を顧みず各其意に任せて執行する事あら
 んに之を以て斯く大臣并に委員に隨時列席發言の權を與へたるもの

なり尤も決議の數にハ加はるを得ざるなり

第四章

國務大臣及樞密顧問

本章ハ國務大臣及樞密顧問官の職務責任を規定したるものにし
 て政府中一等高き地位の責任を示したるものなれば注意すべき
 一單なり

第五十五條 國務各大臣は天皇を輔弼し其責任を任ず

凡て法律勅令其他國務に關する詔勅ハ國務大臣の
 副署を要す

(釋義)本法第一章第一條及第四條に明示せられたる如く皇帝は統
 治權を總攬し給ふが故に其統治權を執行せらるゝに於て之を輔佐
 翼弼し可否を獻替する者なかるべからず是れ即ち大臣にして本條

國務大臣と名づけられたるものは是なり此の諸大臣ありて總理内務
外務大藏司法海陸軍農商務文部逓信の各政治を分掌し以て能く天
皇の統治し給ふ實を擧ぐる譯なり是故に各諸大臣は致々翼々其大
任に服し過なからん事を要する筈若し失敗ある場合は各大
臣各其實に任じ其職を免せらるるか又ハ辭すべきハ勿論なり何故
なれハ天皇は神聖にして侵し奉るべからざるハ既に第一章の第
三條に明示しある事にて大臣の失敗を以て天皇に其責を求むるハ
是則ち侵し奉る所以なるのみならず治國の大本之れが爲めに紊亂
するに至ればなり又本條第二項法律勅令其他國務に係る詔勅に
は國務大臣の副署を要すとあると即ち前述の責任を示すと爲の
ものにして副署とは御名御璽と副へて大臣の姓名を書し捺印する
を云ふものなり之れハ明らかニ各其大臣の責任を顯はす爲めの

もの故に國務大臣の副署なくしては法律及び勅命等の發布無きも
のを知るべし

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り
天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す

(釋義) 樞密顧問官は天皇最高の顧問官として昨年三月三十日を以
て始めて置れたる所のものにして本條は其の職務を示めしたるも
のなり本條天皇の諮詢に應へとあるは天皇より御尋ねの事柄につ
き其の是非得失を申上ぐるを云ひ重要な國務を審議すとハ一國の
大政に關する重大の事件を調べ其の可否を議すと云ふ尤も以上の
職務は樞密院官制と云へる規則に依る譯なり之を要するに樞密顧
問官は天子の相談役にて可否得失の意見を申上ぐるも其乃實行者
にあらずるか故に其責に任ぜざるものなり

第五章

司法

本章と法律執行の實務を擧ぐる處の司法の職務を定めたるものにして一章五條ありさて政治學者の論じたる如く一國を治むるに必き立法行政司法の三大權を確立するを要する譯して如何も立法者にして善美の法律を編製するも如何も行政官が周密に施行するも司法官ありて其實行を促すにあらざんば兎ても法律の効果をみるを得ず且つ一方よあつて社會の害惡を豫防交除し人民の生命財産權利を保護し以て能く一國の安寧を維持し得るものなれば本章司法の規定ハ大切のものぞす

第五十七條 司法權ハ天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成ハ法律を以て之を定む

(釋義)司法權は前に述べたる如く立法行政と相并ぶ大切の權なるが故に天皇之を行とせらるべきものあれば人民の多き職務の繁しき兎ても天皇にてハ之を實行せらるゝを得ざるは依り是に於て司法官なるものを置き天皇乃御名義に於て裁判所の判事其他の役人夫々法律の定むる所に基きて之を行ふ事とせられたるものなり尤も此裁判所乃組立ハ如何にも嚴重にせざるべからざるより夫れは法律を以て定むることとせざるものなりさて此構成法とは仮令ハ重罪裁判所の判事何名檢事何名とか治安裁判所なれば幾人と定むる如きと云ふなり

第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず

裁判官は刑法の宣告又は懲戒の処分を由るの外其の職を免せらるゝことなく懲戒の條規の法律を以て之を定む

(釋義)司法の大權は天皇の名にて裁判官之れを行ふものなれば其裁判官は至て公平正直に且つ其の職務を全ふするに足るの學識及老練を要すべきを以て何人にも之を用ゆべからざる法律に定めたる身分乃人よあらざれば之に任ぜざる事能ざる譯なり其身分の仮令ハ判事檢事の試験及第するか或ハ夫々の學位を有する等のことを云ふ

第二項前項述ぶるが如く裁判官は其職公平を保つべきものなれば富貴又は威權の爲めに其思想を動かさしむる事乃ありて之大ニ司法權乃維持ハ關係あるを以て何れ裁判官ハ修身の職として其思想

を固からしめ以てよく公平を保たしめざるべからざる之れ本條故なく其職を免せられざることを定められたる所以なり尤も刑罰に觸れ又ハ職務上失錯ありて懲戒法にて處分せられたるものハ此限りにあらざるなり

此懲戒法ハ大切のもの故に別に法律を以て細かに定むることとせられたるものなり

第五十九條 裁判の對審判決ハ之を公開す但ハ安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときハ法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むるを得

(釋義)本條は裁判の取調并に判決の申渡のとき何人にも之を傍聴し得ることを定めたるものにて此公開を許すことハ甚だ利益のある事として第一裁判の正しきを世人に知らせ第二裁判官の

不明不正を防ぎ第三取調べらるるもの、偽言なからしめ第四人を
して裁判を信用せしむるの利益あるを以て斯く本條に規定せられ
たる所以なり、なれども事件によりて此公開を許すこと却て治
安を害し風俗を破ることあるを以て此場合に其裁判所の役人相
談に依り取調中丈は傍聴を禁ずることを得せしむることとせる
ものなり

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法
律を以て之を定む

(釋義)特別裁判所とは戰時に開く裁判所の如きものを云ふ此裁判
所の管轄は別に法律を以て定むることを示めしたるものなり

第六十一條 行政官廳の違法處分により權利を傷害せ
られたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めら

る行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に
於て受理するの限に在らず

(釋義)本條行政官廳の違法處分即ち各省及び府縣廳郡役所等の取
扱方が規則に違ひたる爲め人民の權利を傷られ依て人民が此權
利を回復する爲めに起す訴訟は司法裁判所に於て受取るものにあ
らざして之を別に法律を以て定めたる行政裁判所の受持に屬す
ることを定めたるものなり

第六章
會計

會計とは國家の經濟即ち租税の收入より政費の支出等の事を稱し
たるものなり國家の經費の必要あるは猶人身に血液の必要ある如
く大切なれば之れに關する規定の尤も至要なり

第六十二條 新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべし。但し報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限に在らず。國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし。

第六十三條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依り之を徵收す。

(釋義)前二條を連ねて茲に釋すべし第一項新に租税を課しとあるは新税目を出す事を云ひ税率を變更するとあるは税の割合を動かし増減するを云ふ此新税目を出す事も税の割合を増減することと共に人民の財産に關係多き事にて輕くしく行ふべからざるものなり

れり此點は法律を定て定むを明かす示めしたるものなり其二項行政上の手数料仮令の登記料の如きもの又は報償に屬する他乃收入金は別に法律を以て定むるもの、内へ加へられざる事を示せるものなり其三項國債或は豫算に定まりてあるもの、外にて政府の負擔即ち國庫より支出すべきものある時ハ帝國議會へ相談する事を定めたるものなり又第六十三條の主意は法律を以て現行の租税に増減等をなさざる間は舊の定め通りに據りて取立つる事を示したるものなり

第六十四條 國家の歲出歲入ハ毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へし豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す

第六十五條

豫算は前に衆議院に提出すべし
(釋義) 國家を維持するの經費の租税として人民より徴收すべきものあるが故に一國の經費と其出入上必ず豫算を嚴密にし之を議會と相談するに至るの事となすなり是れ本條初項の主意あり併し一國の政費の尋常一己人の費用の如くなる能はざる場合ありて豫算に超過する事及び豫算の外より不時の入用出來する事あるものなり故に此場合即ち豫算外のものあるときい追て帝會議會開會の節之を政府より申し出て議會の承知を求むる事を定めたるなり

第六十六條

皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國

議會の協賛を要せむ

(釋義) 凡べて一國の經費は帝國議會の協賛を経べき定めなれども皇室の經費だけは現在今日の定額を以て國庫より支出することとし増額する時の外は帝國議會に相談せむと定めたるものなり是れ我國を体上然らざるを得ざる處にて議會の皇室經費に喙を容るるに至りては動増減の議起り遂に爲め皇室の尊嚴を損ふ事あるを以てなり元來臣民たるものは皇室の御費用は御不足なく差出すべき義務あるものなれば斯く定めらるる事尤もの至りなり
第六十七條 憲法上の大權に基つける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減することを得む

(釋義)此憲法に明記しある大權によりて是れまでに定まりてある歳出金皇室費の如き又は規則を實行して其れが爲めに入用の金又は公債の如き政府よりいづれ返済すべき金は帝國議會に於て之を全く廢し又ハ幾分にて減じ削る事を得ざるものにて若し之を爲し得るとせば秩序ある一國の政事を爲めに混亂する事となるを以て斯く定めたるものなり併し政府も同意して差支なしと云ふ場合は格別なりとす

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

(釋義)一事件ありて其年度にて全く成功するを得ず或ハ其年度のみにては無益無用に屬しいづれ連年引續き着手して其功を全ふし其事の落着すべき事ある場合は之れが經費は繼續費名づけし帝國

議會へ相談することを得るものと定めたるものなり

第六十九條 避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし

(釋義)第六十四條の下に於て釋したる如く國家萬般の經費あれば時に避け難き豫算の不足を生じ又豫算しなかりし經費の入用起る事あるものあれば其場合に於て之れに對する備金なくては忽ち政治乃運用に響きを生じ大に國家の爲めからざる事となるより其豫備の爲めに豫備費と名くる費目を設くるは必要の事あり本條は之を規定したるものとす

第七十條 公共の安全を保持する爲め緊要の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集

するに能ひたるもの勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得る。其の要するものは前項の場合に於て帝國議會に提出し其承諾を求めざるを要す。

(釋義)本條は帝國議會を召集し難き場合に於ては勅令を以て財政上の處分をなさんと事を示したるものにて公法を保全ならしむる爲め必用の經費あるも假令は戦争にてもある時ありせば是る種の關係ありて帝國議會を開く譯にまざる事あり其場合は本條規定の如く天皇の大權を以て必要の處分をなさんと尤も事をなすに然れども是は内外の情形止むを得ざるを以て法故に其次の議會開會の上より其處分を議會に提出し議會の承認を得たる事とせしむべきなり。

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せしめ又は豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すべし。

(釋義)議會は議院の權利を有するに對し又議定せらるべき豫算を有せり故に議會が豫算を議定せざる時は其義務を拋棄せざるものとして併せて議院の權利を拋棄せざるものなり。政府は國政上必要あるを以て前年度の豫算高に據りて之を行ふ事と定むるの緊要なる事なり。

第七十二條 國家の歳出歳入の決算ハ會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告を俱之を帝國議會に提出すべし。

會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定むべし。

(釋義)會計検査院と云ふ役所を置き以て一國經費の出入の勘定精算を取調べ該院の報告を以て議會に持ち出す事と定めたるものに會計検査院は大切の役所なれば其組み立て方并に職務上の權限は別に法律にて定むる事となしたるものなり

第七章

補則

本章は憲法全体に關する規定にして一章四條なりとす

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議國の議に付すべし此場合に於て兩議院は各々其總員三分は二以上出席するに非されば議事を開く事を得ず出席議員三分の二以上の多數を得るに非されば改正の議決を爲すこと

とを得ず

(釋義)憲法は國家の大法として一たび定まれ又容易に改正すべきものにあらず然れども社會の進歩によりては現在の憲法に改正を要することあきまらむ此場合に當りては天皇の命を以て改正案を議會の議に付する事と定められたるなり斯く憲法の改正は一大事なれば之を議する場合は貴族衆議院とも其全体の三分の二以上出席して始めて議事を取掛るべく又議決の場合には其議會に出席せる議員數の三分の二以上の多數を以て採決する事と定められたるなり是は憲法の改正を慎重に議し鄭重に決せしめらるゝの主意なり

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せしむ

皇室典範を以て此の憲法に條規を變更することを得

第七十五條

憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變

更するを得ず

(釋義) 皇室典範は皇室のみに係る法規なるを以て之を帝國議會は

議せしむべきものなり故に其改正は帝國議會に議せしむる

必要を併し此皇室典範の規定を以て憲法の條規を動かす事は出

來さぬ事と明記せるものなり又攝政は天皇御幼少或は久已きに互

る故附の爲めに大政を親からしむる能はざるに當り置く御名代な

れば憲法并に皇室典範の如く天皇家の憲法は變更不可なりと御出

來ぬべき是れ憲法第五條の所以なり

第七十六條

法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたる

帝國憲法に於て憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵

守の効を有す

歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て

第六十七條の例に依る

(釋義) 現在行はれある處の規則は其名稱いろいろありて一定の區

別をけられざるもすべて此憲法に背き觸れざるものは皆な効力のある

ものなることを定めたるものあり其二項は政府の返濟の義務ある

現在の契約又は命令しあるものは第六十七條に規定せる如く帝國

議會に於て政府の同意なくしては廢除削減することを得ざる事を

示せるなり之を要するに本條は將來は法律命令等の區別を以て法

令を區別するの事と其區別を直接に在るの規則を區別するの事は

別をけられざるもすべて此憲法に背き觸れざるものは皆な効力のある

と以て漸次之を整理せらるゝ爲め斯く何等の名稱あるものも憲法に背かざる限りは其効力あらしむる事と規定せられたるもなり

帝國憲法釋義終

明治廿二年三月十九日印刷并出版
明治廿二年三月三十日發行

定價金二十錢

編輯者 富山縣平民 小松八郎

發行者 富山縣平民 車次郎七

版權登記

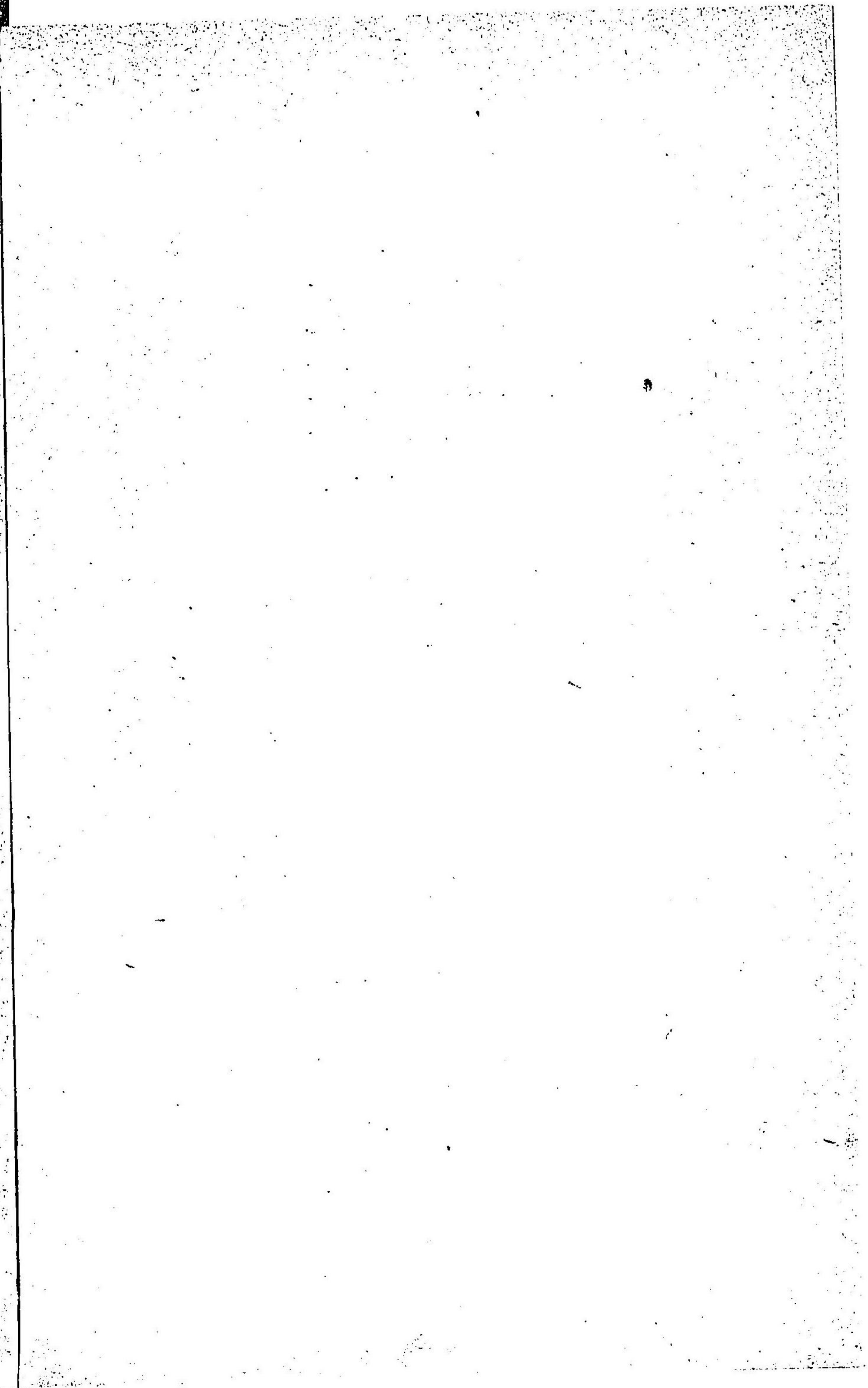


印刷 富山縣射水郡高岡木舟町六十一番地
富山縣富山總曲輪百五十九番地

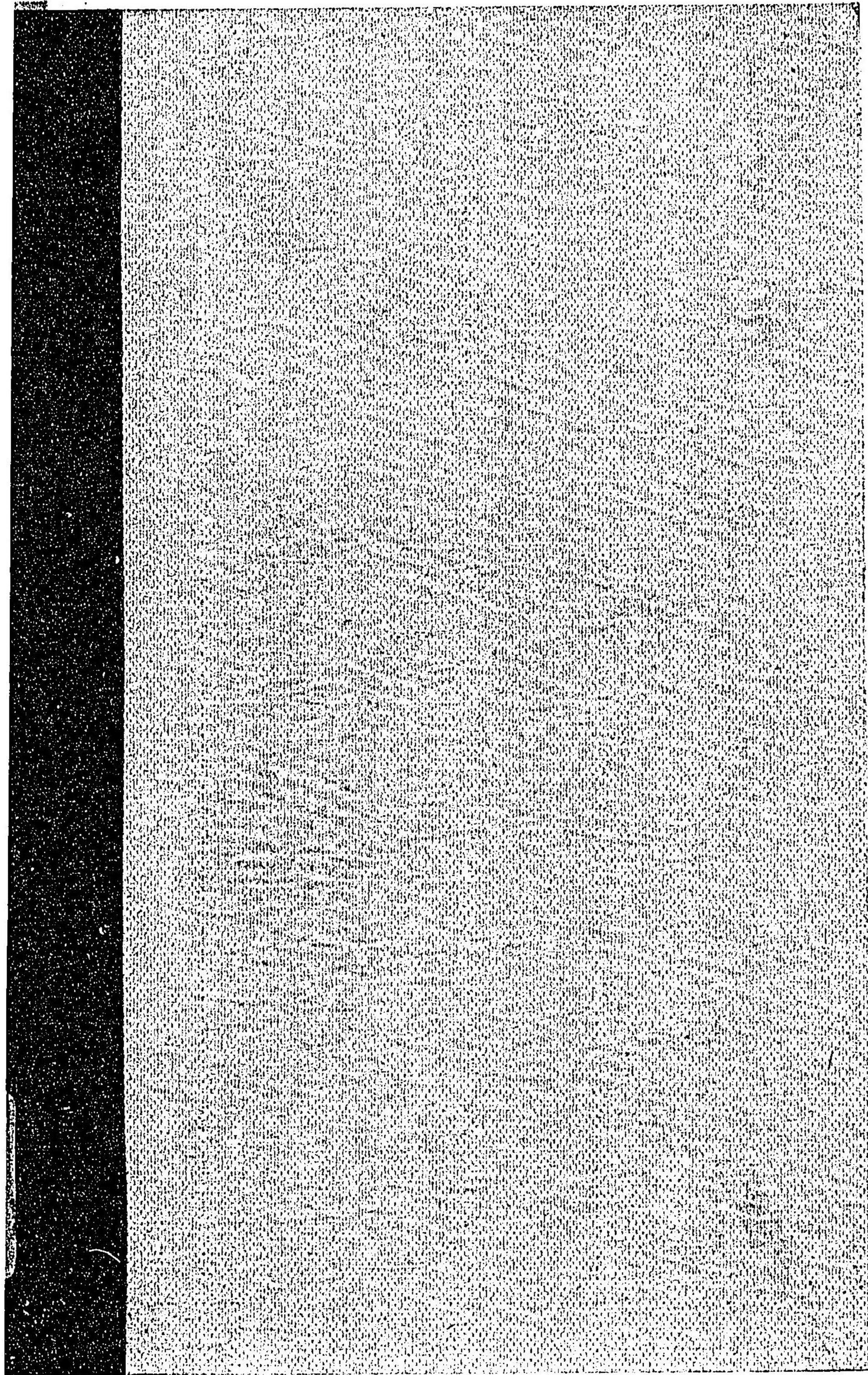
發行所 文港堂

高岡木舟町





ex 298



031760-000-5

特29-704

帝国憲法積義

小松 八郎/著

M22

BBE-0388

